

一般財団法人静岡市国際交流協会 理事の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人静岡市国際交流協会（以下「この法人」という。）定款第22条の規定に基づき、この法人の理事の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬等の種類)

第2条 専務理事の報酬等は、月額報酬、期末手当及び勤勉手当とする。

2 非常勤理事の報酬等は、日額報酬とする。

(報酬等の上限)

第3条 理事の報酬等は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において支給する。

(専務理事の月額報酬の支給基準)

第4条 専務理事の月額報酬は、理事会が別表第1に基づき決定した額を支給する。

2 専務理事の月額報酬は、その役に就任した日から支給し、辞任等により役を離れたときは、その日まで支給する。

3 専務理事の月額報酬は、その月の月額的全額を毎月21日に振込にて支給する。ただし、支給日が休日にあたる場合は、金融機関の前営業日に支給する。

(期末手当及び勤勉手当)

第5条 専務理事で6月1日及び12月1日に在任する者に対しては期末手当及び勤勉手当を支給する。

2 専務理事の期末手当及び勤勉手当は、理事会が別表第2に基づき決定した額を支給する。

(非常勤理事の日額報酬の支給基準)

第6条 非常勤理事の日額報酬は、別表第3に基づき、その都度、現金又は振込にて支給する。

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する者は無報酬とする。

(1) 静岡市職員の給与に関する条例例（平成15年静岡市条例第50号）の適用を受ける静岡市職員

(2) 静岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例例（平成15年静岡市条例第298号）の適用を受ける者

3 第1項の規定にかかわらず、本人の申し出があったときは無報酬とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

(雑則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年6月25日より施行する。ただし、当法人設立後、この規程施行前に規定第2条の報酬が発生する行為を行った理事に関しては、この規程を準用し、別表2に記載の金額を支給することができる。

別表1 (第4条関係)

専務理事	350,000円以内
------	------------

別表2 (第5条関係)

手当の名称	支給額
期末・勤勉手当	月額報酬の3ヶ月分以内

別表3 (第6条関係)

非常勤理事	日額報酬 11,000円
-------	--------------